介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

特定非営利活動法人 日本社会福祉事業協会

「介護職員等特定処遇改善加算」とは 介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決 定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図り ながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月より「介護職員等特定処遇改善加算」 が創設されました。 当該加算を受けるためには、下記3つの要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の介護職員処遇改善加算 I ~Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1 つ以上取り組んでいること
- 賃上げ以外の処遇改善の取組の「見える化」注)を行っていること

注)「見える化要件」とは 「見える化」とは、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事が求められます。

以上の要件に基づき、当法人における具体的な取り組みについて以下の通り公表いたします。

- ●事業所の介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算取得状況
 - 1. 介護職員処遇改善加算 区分Ⅲ (令和5年4月より「区分Ⅰ」を算定予定)
 - 2. 介護職員等特定処遇改善加算(令和5年4月より「区分Ⅰ」を算定予定)
 - 3. ベースアップ支援加算

を取得しています。

●賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

1. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士・保育士等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い 支援技術を取得しようとする者に対する児童発達管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研 修、喀痰吸引等研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行っております。

2.生産性向上のため の業務改善の取組

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業 、負担の軽減各種の記録 書類の作業手順など、随時フォーマット(書式)の改善・ブラッシュアップを行っております。 例:「サービス提供記録」、「業務日誌」、「送迎記録」、「欠席時対応記録」、「苦情対応」、など

3.やりがい・働きがいの構成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による 個々の福祉・介護職員の気づきを 踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行っております。

サービス提供時間終了後に、職員間のミーティングを行い、日常業務に於ける「改善工夫」「ヒヤリハットの報告と情報共有」、「利用者に関する気づき」等を情報共有し、事故防止と支援の質の向上を目指しております。